

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書

1. 本検討の背景

(1) 特設公衆電話について

特設公衆電話は、災害等緊急時に避難所等において公衆の通話ニーズに対応するため設置・運用される電話であり、通話料を無料にして提供するものです。

特設公衆電話には、災害等が発生した後に自治体が開設する避難所等に設置して通話の用に供される「事後設置型」と、平時に避難所として指定されている場所等に予め加入者回線を設置しておき、災害等が発生した後に避難所の管理者等がその加入者回線に電話機を接続して通話の用に供される「事前設置型」があります。

(2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況

NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害等が発生した後に、速やかに運用を開始できるという利点を有する「事前設置型」の特設公衆電話の設置を進めています。その際、特設公衆電話に係る費用については、自社のみでなく、関係する全事業者で負担することが適切であると考え、具体的には、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことに着目し、公衆電話接続料に含めて回収することとして、平成 25 年度の接続料金を申請しました。

審議会での議論を経て、審議会答申において、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金の上に転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」という考え方が示されました。また、同答申において、特設公衆電話の設置について、「関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっていることが望ましい」として、「NTT東西において、平成 25 年 6 月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示

するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当。」という考え方が示されました。

こうした審議会の考え方を受けて、NTT東西は、平成25年5月より、関係事業者との間で、計5回の協議及び計4回の意見聴取を行い、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めるとともに、特設公衆電話に係る費用負担の在り方についても、関係事業者と議論を重ねてまいりました。

なお、平成25年度の接続料金の申請に係るパブリックコメントにおいて、ソフトバンクグループ殿より、「各社における特設公衆電話と同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があるとして、災害時に無償貸与する通信端末に関連する費用の負担方法等についても整理すべき。」とのご意見があったことを踏まえ、これに関する各社のご意見を聴取したところですが、まずは、特設公衆電話に係る負担方法を整理し、その後に議論を進めることが適当とされ、本協議の対象からは切り離すこととなりました。

2. 本協議における検討結果について

(1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について

① NTT東西から関係事業者に提示した考え方

NTT東西としては、災害時における通信手段を確保するため、原則、(A)国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難所(学校、公民館等)のうち、各市町村から設置要望があった避難所、及び(B)大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会や自治体等からの設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設を対象に、収容人員100名あたり1台を基本として自治体、施設管理者等と協議の上、設置台数を決定し、特設公衆電話の事前設置を進めていく。

その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものとならないよう十分配慮する。

なお、「事後設置型」の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所(特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る)に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置する。

(具体的な設置の考え方、設置台数及び設置見込は、別紙1を参照)

② 関係事業者からのご意見

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めたところ、これに反対するご意見はありませんでした。

ただし、実際の設置にあたっては、適正な設置台数になるよう十分配慮すべきというご意見や、設置台数の内訳やコストを開示すべきというご意見をいただきました。（関係事業者からのご意見とNTT東西の考え方の詳細については、別紙2を参照）

③ 特設公衆電話の設置の考え方等に関する関係事業者との合意内容

特設公衆電話の設置の考え方等については、NTT東西から提示した考え方をもって関係事業者間で合意することができました。NTT東西は、関係事業者のご意見を踏まえ、設置台数が過度なものとならないよう、当該考え方に基づき運用していく考えです。また、当該考え方から著しく逸脱する設置要請等が自治体等よりあった場合には、当該考え方に基づく運用について理解を求めていくとともに、設置台数が過度なものとならないよう自治体等との調整に努める考えです。

(2) 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用負担の在り方

① 協議の実施状況について

NTT東西は、平成 25 年度接続料において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することで総務大臣の認可を受けていることを踏まえ、まずは、当該機能に係る接続料をご負担頂いている関係事業者 13 社との間で協議を実施し、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法についてのご意見を求めた結果、関係事業者間で負担する方法として、複数のご提案をいただきました。

また、関係事業者間で負担する方法の他に、国や自治体による負担やユニバーサルサービス基金による負担というご意見もいただきました。

関係事業者間で負担する方法について、公衆電話接続料以外の負担方法のご提案をいただいたことから、端末系交換機を経由するトラヒックに係る接続料を負担している事業者 4 社、総務大臣より電気通信番号の指定を受けている事業者 3 社、及びその両方に該当する事業者 10 社の計 17 社にも合同協議の対象に加わっていた、議論を進めました。

② 現在の協議状況について

事業者間協議の中で、災害等発生時に特設公衆電話が利用できることによる直接的な受益者は被災する可能性がある全国民である点等を踏まえ、必ずしも関係事業者間での負担を前提とするのではなく、国や自治体による負担、及びユニバーサルサービス基金による負担についても検討すべきとの関係事業者のご意見を受けて、国や自治体による負担やユニバーサルサービス基金による負担についても議論を行ったほか、事業者間で負担する方法について、ご意見を求め、具体的な提案をいただき、それら提案について、事業者間で協議を重ねてきましたが、

現時点において、全ての関係事業者間での合意には至っておりません。

全ての関係事業者の合意取得に向けて、引き続き、協議を重ねていく考えであり、当該協議の状況については、平成25年10月末目途で、改めて報告させていただく考えです。